会 議 要 録

会	議名	令和6年度(2024年度)第2回八王子市再犯防止推進会議
日	時	令和6年(2024年)10月24日(木) 午後3時~午後4時15分
場	所	八王子市役所本庁舎 事務棟8階 801 会議室
出席者(敬称略)	参 加 者 (敬称略)	和佐 由行、尾川 幸次、四方 光、佐藤 順一、印南 幸子、森屋 義政、青木 治、三入 重夫、柿澤 正夫、薗部 正人、高山 智和、市川 豊、樫井 陸、柏田 恆希、小俣 英一、荒川 泰雄、堀川 悟、小島 昭仁、狩野 貴紀、伊藤 真紀子、千国 敬道 計 26 名 計 21 名
	事務局等	生活安全部長、防犯課長、防犯課主査 松日樂 、防犯課主査 瀨尾、防犯課主事 倉田 計5名
欠	席者	渡邊、弥恵
議	題	 開会 挨拶 議事 第2次八王子市再犯防止推進計画(素案)について その他 閉会
公開・非公開の別公		公開
傍 聴 人 の 数 0名		0名
配才	节 資 料 名	 次第 参加者名簿 第2次八王子市再犯防止推進計画(素案) 別紙1 前回会議の振り返り 別紙2 第2次八王子市再犯防止推進計画(素案)参考資料 リーフレット「保護観察所の地域援助について」 チラシ「関東ブロック再犯防止シンポジウムについて」
会記	会 議 の 内 容 (次のとおり)	
会議録署名人 令和6年11月26日 署名人 四方 光		

1 開会

【防犯課 山野井課長】

- ・令和6年度第2回八王子市再犯防止推進会議を開催する。本日の参加に感謝申し上げる。
- ・本会議は、「八王子市再犯防止推進計画」を着実に推進していくため、計画の取組状況や課題などについて、意見交換・意見聴取することを目的としている。
- ・本会議は、八王子市市民参加条例第9条第3項の規定に基づき、原則公開となっている。
- ・現時点までで傍聴者はなし。
- ・会議録の扱いについては、原則として発言者の名前を記載した「要点筆記方式」と決められており、内容 の正確さを期すため、座長に確認・署名をお願いしている。
- ・本日の会議時間は、午後4時30分までを目安としている。限られた時間になるが、有意義な会議にしたいと思うので、どうぞよろしくお願い申し上げる。
- ・再犯防止推進計画や会議資料で使用するため、会議の様子を撮影させていただく。写真が使用されることに抵抗がある方は、個別に職員に申しつけてほしい。

2 挨拶

【山岸 生活安全部長】

- ・平日のお忙しい中、本会議にご出席いただき、感謝する。日頃より、犯罪をした方の立ち直りに向けて、 献身している関係者の皆様には、改めて感謝申し上げる。
- ・前回の会議は、天候の都合上、書面開催となったため、対面の会議は、今年度初めてである。よろしくお 願い申し上げる。
- ・私から皆さんに申し上げるまでもないが、刑法犯の認知件数は、全体としては大きく減っている中で、犯罪を犯した方に占める再犯率が非常に高い中で、市民生活の安全安心を守るために犯罪を減らしていくには再犯防止の取り組みが必要である。
- ・さて、安全で安心して暮らせる社会の実現には、再犯防止に向けた取組は重要であり、新たな犯罪や非行により悲しい思いをする方を生まないためにも、関係機関・団体が緊密に連携し、立ち直りに向けた息の長い支援に取り組んでいくことが求められる。
- ・本市では、令和3年4月に「八王子市再犯防止推進計画」を策定したことで、皆様と顔の見える関係を構築することができ、連携した取組を実施できていると認識している。
- ・また、今年度は、本計画の最終年度に当たり、現在、次期計画の策定をしているところである。本日の議題は、計画策定に大きく関わるものになるため、皆様方には、より実効性のある計画策定に向けて、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げる。
- ・結びに、犯罪をした人の適切な更生と社会復帰を支援し、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、皆様 の引き続きのご理解、ご協力をお願いし、私の挨拶とさせていただく。

3 第2次八王子市再犯防止推進計画(素案)について

【事務局】

- ・本日お示ししている、第二次計画の素案は、皆様のご意見、また庁内の全所管に照会をかけ、作成したものである。
- ・この素案について、細かい文言の修正を除き、原則、この内容で進めていきたいと思うため、ご了承いた だきたい。
- ・所管との最終調整をこれから行うため、今回の再犯防止推進計画(素案)では、掲載まで至らなかったもの、また補助金など、予算措置を伴うものについては、何も行わないわけではなく、今後、再犯防止を推進していく上で、必要かどうかを吟味した上で、関係所管と調整を図っていきたいと考えている。
- ・素案については、この後、市長が出席する政策会議にかけて決定をし、決裁後、12 月には、市民の皆様に素案を公開し、意見をいただく、パブリックコメントを行う予定である。
- ・それでは、素案の説明に入るが、ボリュームがあるため、まず前回の振り返り、計画の構成、第 1 章の計画の概要まで、まとめて説明をする。

■計画の全体像、第2次八王子市再犯防止推進計画 第1章について 【事務局】

- Seven France a rather o s. E.
- ・資料「別紙1、別紙2」に基づき、計画の全体像について説明
- ・第2次八王子市再犯防止推進計画 第1章について、素案に基づき説明

【意見質問なし】

■第2次八王子市再犯防止推進計画 第2章・第3章について 【事務局】

- ・第2次八王子市再犯防止推進計画 第2章について、素案に基づき説明
- ・第2次八王子市再犯防止推進計画 第3章について、素案に基づき説明

【町会自治会連合会 尾川氏】

- ・素案 18 頁に掲載されている「刑法犯少年検挙者の前年代に占める割合」について、令和元年から 5 年まで見てみると、東京都と八王子市内三警察署のグラフを比べると、八王子市の割合が高くなっている。あわせて、19 頁の「刑法犯少年再犯者の全年代に占める割合」では、こちらも八王子市内三警察署の割合の方が高くなっている。
- ・少年の割合が高いということは、それだけ八王子は再犯のリスクが高い状況にあるのではないかと思う。 その中で、なぜ八王子は、都の平均と比べると顕著に高い理由が何なのか、第1次の計画を作るときに発言 をしたことがあるが、明確な答えをまだ聞けていない。
- ・三警察署あるため、このグラフではわからないが、どの地域が多いのか、何か傾向があるのではないか。 その傾向に応じて、どの犯罪を防止する、非行をしないよう教育を施すなど、何か具体的な手だてを打たな ければ、八王子の再犯防止の実効性が上がらないのではないか。
- ・そのため、まず、本日の段階では、なぜ「刑法犯少年検挙者の全年代に占める割合」や「刑法犯少年再犯

者の全年代に占める割合」が都の平均と比べて、八王子が高くなっているのか、原因はどこにあるのか、教えてほしい。

【防犯課 山野井課長】

- ・まず、都と八王子で、分母がかなり違うということをご理解いただきたい。そのため、絶対数が多い東京 都に対して、少年の件数を見ると都の割合の方が低くなってしまうことはある。八王子の件数が少ないとこ ろから、少年の件数を見ると割合が高くなってしまうのが現状である。
- ・どこの地区の割合が高いのか、今資料が手元にないが、これから説明する施策の中で、犯罪の未然防止を 強化していくことに対し、学校教育と連携して、対策をとっていきたいと考えている。

【町会自治会連合会 尾川氏】

- ・今回、警察の方も参加されているので、三署の状況を調べていただいて、どこの地域で、何の罪名で多いのか、傾向が見えてくると思うので、傾向に応じた具体的な手立てを打つ必要があると思う。どこの地域が多いのかは、計画に明示するわけにはいかないと思うが、そういった部分を踏まえた上で、計画を作っていく必要があるのではないか。
- ・分母の大きい、小さいをならすために、割合で出すわけなので、当然、東京都より八王子の分母は小さいわけだが、割合でみると八王子では、19歳以下の犯罪が多いということを示しているため、やはり、具体的な手立てを打っていかないと再犯防止が進んでいかないのではないかと思う。
- ・そのため、ぜひ、実情をお示しいただきたい。

【防犯課 山野井課長】

・数字は次の会議でお示しすることでよろしいか。

【町会自治会連合会 尾川氏】

・はい。

【防犯課 山野井課長】

・いただいた意見を反映しながら、計画策定に取り組んでいきたいと思う。

【中央大学 四方座長】

・今の話に関連して、計画に明記するのか、運用の話とするかはわからないが、少年の裁判で、少年法の手続きから離れてしまったが、家庭でも学校でも対応が難しい方の対応は、おそらく警察の少年に対する継続相談や、保護観察所または少年鑑別所の地域援助等にお願いするのではないかと思う。

後ほど、保護観察所からお話があるので、その際にまた詳しくお聞きしたい。

■第2次八王子市再犯防止推進計画 第4章・第5章、今後のスケジュールについて 【事務局】

- ・第2次八王子市再犯防止推進計画 第4章について、素案に基づき説明
- ・第2次八王子市再犯防止推進計画 第5章について、素案に基づき説明
- ・今後のスケジュールについて、資料別紙2に基づき説明

【自愛会 柿澤氏】

- ・素案 4 頁に「SDGs との関係性」が掲載されている。素案では、最初に計画策定の趣旨について掲載があり、その後、国の動き、東京都の動きと続き、SDGs との関係性の頁が出てくる。
- ・この SDG s について、第 1 次の八王子市再犯防止推進計画では、コラムとして掲載されていたが、第 2 次計画では、本文に掲載されていることに、非常に大きい意義があると思う。
- ・計画のはじめの方で、SDGsの「地球上の誰一人取り残さない」という内容を掲載し、それを受けて、素 案 25 頁の「第 2 次計画の策定に向けた方向性」で、「新たな加害者も被害者も生まない、誰もが安全で安心 して暮らせる地域社会の実現」に向けたものだと謳っている。その基本方針のもとで、様々な団体の活動を 紹介しているということで、非常に良い方法ではないかと思う。
- ・SDGs について計画に載せることによって、今まではどちらかというと、再犯防止とか犯罪防止の取組みは、刑事司法の機関だけの活動ととらえられることが多かったが、そうではなくて、様々な地域の団体や、関係機関、或いは地域の人々が協力をして取り組むものだということがよく理解できるようになったと思う。・また、これにより再犯防止の取組が、特別な活動ではなく、地域の地域生活の安全安心を確保していくためには、例えば高齢者や、障害者の福祉等と同じレベルで、再犯防止の取組もあるのだということがはっき

りしたのではないかと思う。そういった意味では、この計画は良くできている。

【防犯課 山野井課長】

・ありがとうございます。

【中央大学 四方座長】

- ・これまで国の機関だけで取り組んでいた問題を、再犯防止という言葉が着目されて、自治体や地域の皆様方の協力が是非とも必要だということで、再犯防止推進法に、自治体での取組が入ってきたと理解している。
- ・その期待に応える計画にできたのかなと思う。

【住宅政策課 小島課長】

- ・できればというよりアドバイスに近いですが、この計画はかなりボリュームがあるため、このような場合、 一般的には概要版を作っていると思う。
- ・概要版があると、市民や、関係各所、議会への周知・説明の際に使いやすい。また、市民の方にパブリックコメントとして公開し、皆さんに見ていただけると、もう少し興味を持ってもらえるのではないか。

【防犯課 山野井課長】

・概要版も作成でき次第、皆様に見ていただくようにする。

【中央大学 四方座長】

・先程、尾川氏から発言のあった、少年の非行防止・再犯防止という視点では、素案 49 頁、50 頁あたりの 取組で努力していくことになるのか。

【防犯課 山野井課長】

・はい。

【町会自治会連合会 尾川氏】

- ・素案 50 頁に、具体的な取組として、青少年問題協議会があげられていて、内容としては、青少年の指導・育成・保護・矯正に関する総合的施策について協議する関係機関ということだが、先程、私が気になっていると申し上げた、19 歳以下の犯罪が東京都と比べると割合が高くなっていることについて、再犯防止に特化するとすれば我々の会議だと思うが、少年に大きく関わってくるのは青少年問題協議会だと思う。協議会の中でも、この部分について、ぜひ総合的な施策として、ご論議いただかなければいけない課題ではないか。
- ・今年2月に協議会があって、その会議録を読んできたが、青少年の非行犯罪が多いというようなところは 具体的な議題にはなっておらず、社会を明るくする運動など、従前通りの方向性をご議論されていたように 思う。
- ・この再犯防止の我々の会議と、青少年問題協議会は、市の中で言ってみれば、両輪に当たるような役割を それぞれ行っていると思う。山岸生活安全部長も、協議会の参加者の1人であるので、問題提起をする等、 ぜひ先方の事務局と調整をいただいて、19歳以下の青少年の非行を減少できるような具体的な政策を、車 の両輪の一役として担っていただけようにお願いをしたい。

【青少年若者課 堀川課長】

・確かに、車の両輪の一役を担っていると思うので、再犯防止推進会議の内容も踏まえながら、青少年問題協議会も実施していきたい。

【中央大学 四方座長】

- ・計画に実際記載するかどうかは別として、今後の継続的な課題としてお聞きいただきたい。
- ・再犯防止の世界で、特に罪種別で問題になるのは、傾向にも書いていただいている、薬物の問題と、もう 1つ、全国的には万引きも繰り返す人が多いと思う。八王子の中での実態はわからないが、警察署や防犯課 の職員としては、どのような実感か。
- ・万引きは、依存症に近いと思われる話もあるが、実感としてはどうなのか。

【防犯課 山野井課長】

・窃盗が多いということは、都内でも言われている。

【事務局】

・正確な率はわからないが、認知件数でいうと、万引きは窃盗、罪種がいろいろとある中で、おそらく上位

3~5 本の指に入る。そのため、万引きが多いというのは、八王子だけの特徴ではない。ただ、認知件数が 多いということは、それだけ検挙が多いと考えられる。

【中央大学 四方座長】

・八王子警察署の方は、どのような実感か。

【八王子警察署 薗部氏】

- ・万引きについて、市内に三署あるため一概には言えないが、八王子署でいうと、昨年から増加している。 取り締まりが多いのは、コンビニ、スーパー、本屋である。特に駅前の本屋で多い。店舗等への働きかけを 実施している。
- ・先程お話のあった少年の犯罪について、やはり地域的に大学がかなり多い。大学というと、18歳19歳がいるので、すでに犯罪をして再犯になってしまっているということは確かに多い。
- ・また犯罪の種別も、以前は万引きが増えてきたと思っていたが、ニュース等で話題のある、闇バイトをするような下っ端の受け子・出し子というのは、やっぱり未成年者を逮捕することが多いので、今までの犯罪 状況とは変わってきている。
- ・先程、市役所からも話があったが、セーフティ教室は、今まで高校、中学、小学校を中心に行っていたところ、大学等すこし年齢の高い人が集まるところにも働きかけをしていかなければならない。また、自転車盗が大学でかなり多く発生しており、認識としては、認知件数を確認したところ、大学からの盗難がかなり多い。大学から盗まれているので、やはり盗むのも大学生、そして未成年者も含まれている。

【中央大学 四方座長】

- ・少年の万引きは、もっと幼いイメージがあった。
- ・高齢者の万引きは、八王子ではあまり目立たないのか。

【八王子警察署 薗部氏】

・高齢者の万引きもやはり多い。

【中央大学 四方座長】

・最近、私もいろいろと勉強をした中で、先程言いましたように窃盗をすることが依存症的になってしまっている方もいて、周りに病院に行った方がいいと声をかけられて気づいたという話が、あったので、少し気になっていろいろと質問させていただいた。

4 その他

■保護観察所の地域援助について

【東京保護観察所立川支部 市川氏】

- ・我々、保護観察所は、保護観察として犯罪をした者、あるいは非行のある少年の改善・更生に向けた指導や支援を行っているが、これは刑事司法の枠組みの中で行っているものである。
- ・特徴的なのは、保護観察には期間があるということであり、例えば、仮釈放中の者であれば、仮釈放から

刑期が終わるまで、そこまでが今まで、我々の支援対象になっていた。

- ・他方で、犯罪をした人、あるいは非行のある少年も、その刑期が終わった後に、当たり前のことだが、地域での生活は続いていく。地域で生活する中で、やはり今回の素案の中にもあったが、支援を受けることなく、孤独や孤立を抱えて、再犯に至るといったケースも多々あるという状況である。
- ・孤立や孤独を抱えて、再犯に至るというケースがあり、支援が必要な人に対して、息の長い支援をしてい こうということで、素案の基本方針にもあったが、我々としても息の長い支援をしっかりやっていこうこと で支援を行っている。
- ・これまでも、例えば、保護司が保護観察を終えた少年の相談にのる、更生保護施設の職員が、施設退所後の支援をする、或いは我々も更生緊急保護といって、刑期が終わった人たちの支援をできるような枠組みの中で支援をする、といったことをしてきたが、息の長い支援をしていく上で、法律的な裏付けが弱い部分もあった。
- ・そういった背景などを踏まえ、令和 4 年に、刑法等の一部を改正する法律ということで法改正があった。 懲役刑を廃止して拘禁刑が創設されるという刑法の改正もあったが、関連法案ということで、我々が行って いる保護観察の根拠法令である更生保護法についても改正がなされた。その改正のなかで今回ご紹介させて いただく、地域援助というものが新たに生まれた。
- ・資料に掲載があるが、息の長い支援をしていく上で、所要の改正がなされている。細かく説明すると時間がかかってしまうため、一部ご紹介すると、例えば、更生緊急保護という制度がある。こちらは先程申し上げたように、例えば満期で刑務所を出所したものの、お金も住むところもなく当面の保護をお願いしたいということで、その出所してきた人たちが、保護を申し出るといった制度だが、これまでは、更生緊急保護の対象期間は原則釈放後6月、最長1年までであったが、今回の法改正により最大でさらに1年6月、つまり6月プラス1年6月ということで最大2年、この更生緊急保護という制度が使えるようになった。釈放後、刑期終了後も、息の長い支援ができるような形で法改正がなされた。
- ・このほか、今回、法改正されたものの1つに、地域援助がある。資料のうち支援対象者が真ん中にいて関係機関が囲んでいる表と、リーフレットが対応するようなかたちになっている。堅苦しいお話で大変申し訳ないが、更生保護法の88条の3というのが新しく加わった。
- ・新たに加わったところをご紹介するが、保護観察所の長は、地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生や犯罪の予防に寄与するため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとするというような法改正がされた。
- ・特徴的なところで、保護観察所は今まで、犯罪をした人、或いは非行のある少年を対象に仕事をしていたが、この法律にあるように、地域住民、一般の犯罪をしていない人たちからの相談を保護観察所で受けることができるというような制度である。
- ・対象が広がったことで地域住民の方から私も数ヶ月前に、とある市にお住まいの方から、家族が警察に捕まってしまったが、どうしたら良いのかわからないので相談を受けたいということで相談を受けた。このように、一般の住民の方からご相談を受けるということが保護観察所の業務として付け加わった。
- ・加えて、資料にもあるように、地域のネットワークづくりが非常に大切である。先程ご紹介した法律の中で読み取りにくい部分もあると思うが、通達や通知で、関係機関等との地域ネットワークづくりが非常に大切だという規定もされている。

- ・法改正がされる前から、地域の福祉や医療等、様々な地域の皆様方と一緒に支援に取り組んできたが、法 律的な裏付けを持って、関係機関とのネットワークを作って、刑期が終わった後も、刑務所出所者等が孤立 することなく、地域の中で生活できるよう支援を継続できるように実施させていただいている。
- ・まだ認知度も低いので、今回のような会議の場で、少しご紹介させていただいて、今後、八王子市、或い は関係機関の方々とも、より一層連携させていただきながら再犯防止を引き続き進めていきたいと思うので、 どうぞよろしくお願いします。

【防犯課 山野井課長】

・今までは該当者以外は、相談出来なかったが、今後は該当者を支援する方と、その該当者に至らないけれ ども、今後該当しそうな人も、相談できるということか。

【東京保護観察所立川支部 市川氏】

・様々なケースがあると思うが、例えば、薬物依存でお困りの方、問題を抱えている方が、例えばその地域 の保健所等にご相談をした場合に、支援先として我々にもご相談いただければ、我々も地域で薬物依存症の プログラムを行っているので、そういったところにお繋ぎすることもできる。

【防犯課 山野井課長】

・違法薬物以外の場合でも良いということか。

【東京保護観察所立川支部 市川氏】

・違法薬物も違法薬物以外も問題としては同じようなことなので、対応できるとは思うが、我々も今までど ちらかというと、違法薬物が中心だったので、基本的には違法薬物がメインになってきてしまうと思う。た だ、違法薬物以外の相談も想定はしている。

【中央大学 四方座長】

- ・八王子市にとっても、また保護観察所にとっても、お互いが重要なパートナーになる法的な枠組みができ たという感じに見える。
- ・私の質問で申し訳ない。薬物依存の方が一番大変だが、例えば、少年でも少し非行の進度が進んでいるが、 少年法の枠組みから1度出てしまった方が、学校でも家庭でも対応が難しいという場合に、理屈上はご家族 の方からの相談も受けてもらえるということか。

【東京保護観察所立川支部 市川氏】

・そのとおりである。

【中央大学 四方座長】

・そうなると、以前、保護観察の対象になっていた、更生緊急保護の対象になっていた、ということでなく ても、対応が困難な子どもがいるご家族も対象になるということか。

【東京保護観察所立川支部 市川氏】

・そのとおりである。非行の未然防止ということで対応できる。

【中央大学 四方座長】

・続けて質問ですが、資料の中に地域支援ネットワークの構築という記載があり、八王子市内ではこの会議 のように会議体があるわけだが、おそらく保護観察所としては、国から各保護観察所に、ネットワーク関係 の者は出席しなさいと指導もあるのではないかと思う。その中で、立川支部の範囲は広いが、更生保護施設 もあるなかで、立川支部が事務局となってネットワークをつくっていくのか。

【東京保護観察所立川支部 市川氏】

・具体的なネットワークの構築については、まだ話も進んでいない部分はあり、具体的にどこが事務局になるかという話もまだ何とも言えないが、ネットワークづくりは引き続き行っていきたい。

【中央大学 四方座長】

・本当に、保護観察所立川支部が重要なパートナーになりそうですね。素案 60 ページに記載のあるように 「国・東京都との連携」と書いてあるだけだともったいないと思いますので。

■関東ブロック再犯防止シンポジウムについて

【事務局】

・関東ブロック再犯防止シンポジウム チラシに基づき、説明。

5 閉会

【防犯課 山野井課長】

- ・次回の会議は、令和7年1月28日(火)を予定しているので、ご予定置きいただきたい。
- ・会議録を後日送付